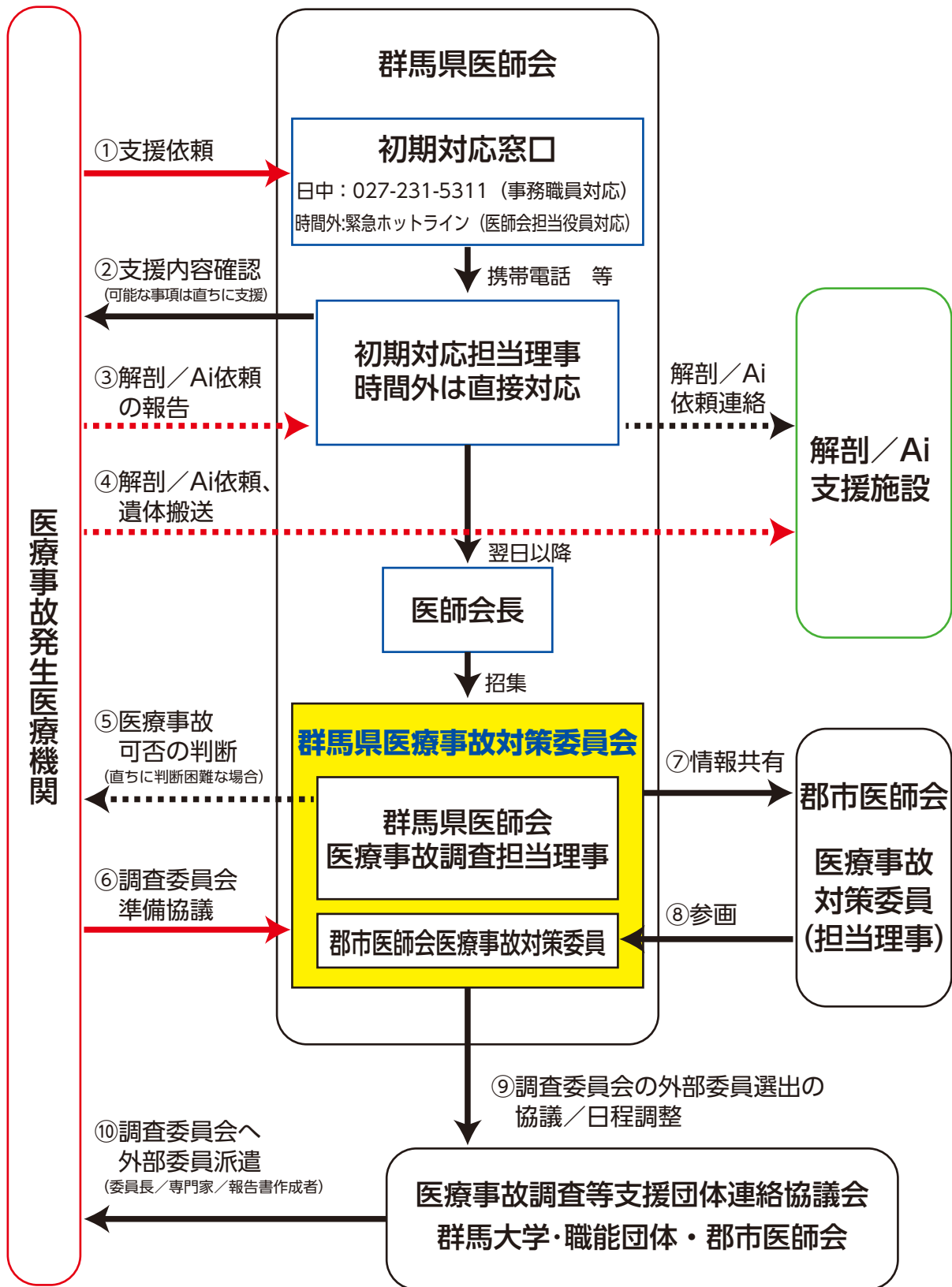


医療事故 調査制度

対応マニュアル

群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会
群馬県医師会

群馬県の支援体制フローチャート



医療事故調査等支援団体（群馬県医師会）相談窓口

報告が必要な事例が発生した際、または、報告が必要かどうかの判断に困った場合は、医療事故調査等支援団体（群馬県医師会）相談窓口へご連絡ください。

電話番号： 027-231-5311

（群馬県医師会 事務局対応）

医師会就業時間内

（月～金 8：45～17：30 休日は除く）

※その他の時間は、担当役員(4名)が
下記の電話番号で直接対応します。

担当役員専用携帯電話番号

①→④順番におかけください。

① 090-2313-1401

② 090-2232-1402

③ 090-2244-1403

④ 090-2201-1404

[目次]

1. 医療事故調査等支援について	P 5
2. 「予期しなかった死亡」要件	P 6
3. 医療事故調査制度における各医療機関の初期対応	P 7
4. 緊急対応フローチャート	P 8
5. 解剖、死亡時画像検索（Ai）の連絡先	P 9
6. ご遺体、搬送と保管	P 10
7. 死因が確定しない場合の死体検案書等	P 11
8. 医療事故調査等支援団体	P 12
9. 群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会 規約	P 13
10. 連絡協議会の医療事故調査等支援団体リストと連絡先	P 14
11. 医療事故調査委員会外部調査委員の派遣支援について	P 15
12. 医療事故調査にかかる費用保険	P 16
13. 医療事故調査参考資料	P 17
14. 別紙	
別紙 1) 医療事故調査制度説明書	P 18
別紙 2) 病理解剖説明書	P 19
別紙 3) 病理解剖に関するご遺族の承諾書	P 20
別紙 4) 死亡時画像検索（Ai）及び採血・採尿に対する説明書	P 21
別紙 5) 死亡時画像検索（Ai）に関するご遺族の承諾書	P 22
別紙 6) 死後採血・採尿に関するご遺族の承諾書	P 23
別紙 7) 医療事故調査制度 相談票	P 24、25
別紙 8) 医療事故調査制度 支援依頼書	P 26
別紙 9) 死因が確定しない場合の死体検案書等 報告方法	P 27
別紙 10) 死因が確定しない場合の死体検案書等 送付状様式	P 28

1. 医療事故調査等支援について

平成27年10月1日から医療事故調査制度が施行されました。

この制度は、医療事故（病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であって、管理者がその死亡又は死産を予期しなかったもの）が発生した場合、すべての医療機関は次の事項を行わなければなりません。

- 1) 「医療事故調査・支援センター」への報告
- 2) 医療事故調査の実施

医療事故調査等の支援のために多数の組織が医療事故調査等支援団体として登録されています。

群馬県では、医療事故調査等支援団体間の連携体制として「群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会」を設置し、群馬県医師会が事務局を担っています。

報告が必要な事例が発生した際、または、報告が必要かどうかの判断に困った場合は、医療事故調査等支援団体（群馬県医師会）相談窓口へご連絡ください。

電話番号：027-231-5311（群馬県医師会 事務局対応）

医師会就業時間内（月～金 8：45～17：30 休日は除く）

※その他の時間は、担当役員(4名)が

下記の電話番号で直接対応します。

担当役員専用携帯電話番号

①→④順番におかけください。

① 090-2313-1401

② 090-2232-1402

③ 090-2244-1403

④ 090-2201-1404

2. 「予期しなかった死亡」要件

次の各項目のいずれにも該当しないと管理者が認めたもの

- 一 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該患者等に対して、当該死亡又は死産が予期されていることを説明していたと認めたもの
- 二 管理者が、当該医療の提供前に、医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていることを診療録その他の文書等に記録していたと認めたもの
- 三 管理者が、当該医療の提供に係る医療従事者等からの事情の聴取及び、医療の安全管理のための委員会（当該委員会を開催している場合に限る。）からの意見の聴取を行った上で、当該医療提供前に、当該医療の提供に係る医療従事者等により、当該死亡又は死産が予期されていると認めたもの

留意事項

- 1) 省令で定める3つの条件のいずれにも該当しないものが「予期していなかった」となります。
- 2) 予期したと認められない「説明」の事例
「高齢のため何が起こるかわかりません」や「一定の確率で死産は発生しています」等の説明
- 3) 予期したと認められない「記録」の事例
患者個人の臨床経過を踏まえていない一般的な死亡の可能性についての記録
- 4) 「合併症の可能性」についても、単に「合併症の発症についての可能性のみ」説明・記録していても、該当しません（厚労省Q&Aより）。
- 5) 報告しなかったことの罰則規定はありません。ただし、医師法第21条に該当する事例は除きます。

（医療法施行規則第1条の10の2法第6条の10第1項）

3. 医療事故調査制度における各医療機関の初期対応

- 1) 群馬県医療事故調査等支援団体相談窓口にて受付します。

別紙7の医療事故調査制度相談票に記載できる範囲で記入し、依頼書（別紙8）とともに事務局へ FAXしてください。

（FAX 027-231-7667）別紙7、8（以下のwebsiteから入手できます [http://www.gunma.med.or.jp/]）は当面わかる範囲で結構です。

<以下、報告される事例と判断された場合>

- 2) 制度の概要や院内事故調査の実実施計画などを遺族に対して説明して、なるべく解剖、少なくとも死亡時画像検索（Ai）は行ってください。（説明文書は別紙1：以下のwebsiteから入手できます。[http://www.gunma.med.or.jp/]）
- 3) 解剖の承諾を得てください。（解剖の説明書は別紙2、承諾書は別紙3）
- 4) 死亡時画像検索（Ai）及び採血・採尿の承諾を得てください。（意義は別紙4、Ai承諾書は別紙5、死後採血・採尿承諾書は別紙6：以下のwebsiteから入手できます [http://www.gunma.med.or.jp/]）

<解剖承諾書が取得出来た場合>

①自院で解剖が可能な施設

原則自院で解剖して頂きますので、主治医（主治医に準ずる医師）が立ち会ってください。

②自院で解剖が出来ない施設

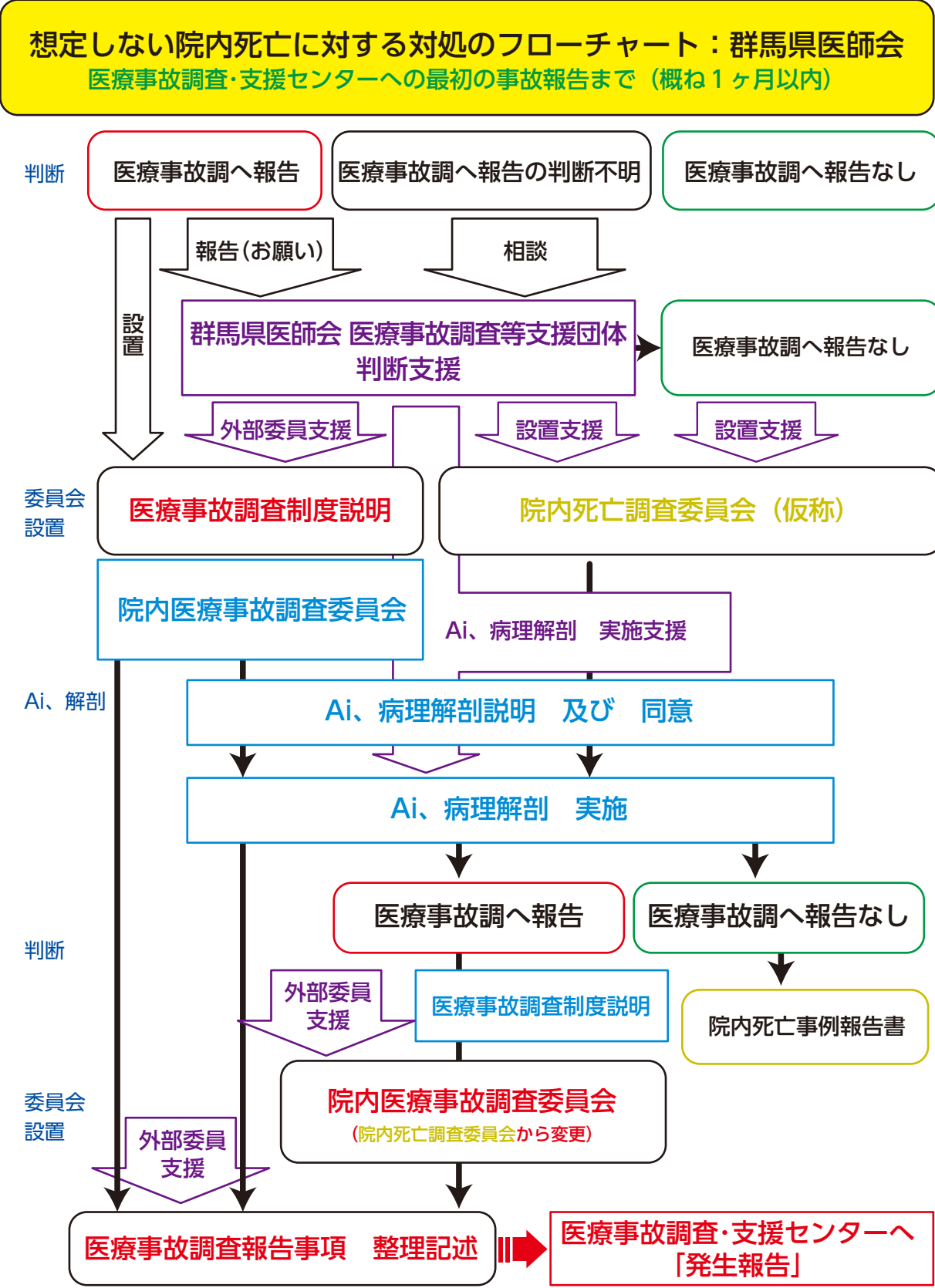
県内の解剖可能な施設（医療機関）は、項目5（9ページ）に記載しました。

なお、複数のアプローチによる混乱を避けるために直接のご連絡をお願いします。ご不明な時には、群馬県医療事故調査等支援団体相談窓口にご連絡ください。

③ご遺体の搬送と保管

自院でのご遺体の搬送や保管が難しい場合は、専門業者の「あすかホール」が対応します。項目6（10ページ）をご覧ください。

4. 緊急対応フローチャート



5. 解剖、死亡時画像検索 (Ai) の連絡先

1) 解剖

- ・群馬大学医学部附属病院 (月～金 8:30～17:00 TEL 027-220-7712)
(夜間休日17:15～翌朝 8:30 病院管理当直で対応 TEL 027-220-7714)
- ・前橋赤十字病院 (休日を除く月～金 9:00～17:00 TEL 027-265-3333)
- ・群馬中央病院 (TEL 027-221-8165)
- ・群馬県立がんセンター
(休日を除く月～金 8:30～17:15 TEL 0276-38-0771)

2) 死亡時画像検索 (Ai)

- ・群馬大学医学部附属病院 (月～金 8:30～17:00 TEL 027-220-7712)
(夜間休日17:15～翌朝 8:30 病院管理当直で対応 TEL 027-220-7714)
- ・前橋赤十字病院 (休日を除く月～金 9:00～17:00 TEL 027-265-3333)
- ・群馬中央病院 (TEL 027-221-8165)
- ・原町赤十字病院 (休日を除く月～金 8:30～16:50 TEL 0279-68-2711)
- ・群馬県立がんセンター
(休日を除く月～金 8:30～17:15 TEL 0276-38-0771)

6. ご遺体、搬送と保管

「あすかセレモ株式会社」(あすかホール) 全日本葬祭業協同組合連合会推薦

住所： 群馬県桐生市相生町 2-281-1

電話： 0120-0277-76

0277-76-0001

24時間対応

- 1) 「群馬県医師会からの依頼」もしくは「解剖までの搬送とお預かり」と電話してください。冷蔵安置施設にてお預かりします。

冷蔵安置施設

あすかラスティ桐生あいおい館

住所：群馬県桐生市相生町 2-281-1

お迎えまでの時間（目安）

桐生・みどり市内 約40分

太田・伊勢崎エリア 約1時間30分

前橋・高崎エリア 約2時間～2時間30分

上記以外 その都度ご相談

- 2) 搬送料金に関して

病院～安置施設までの距離による。(20kmで約2万円、50kmで約3万円)

有料道路費用は別途

- 3) 冷蔵安置施設の料金

1泊 8,000円 (24時間まで)

7. 死因が確定しない場合の死体検案書等（死亡診断書を含む）

- ・死体検案書等を交付した医師は、その交付後、解剖、薬毒物検査、病理組織学的検査等の諸検査の結果等により死因等を確定又は変更した場合は、速やかに、別紙9と10の報告方法等に従って、厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室に対し、死因等を確定又は変更した旨を報告すること、
- ・また、死因等の確定前に死体検案書等を交付する医師は、諸検査の結果等が判明しておらず、死因等を確定することができない場合は、死体検案書等の「死亡の原因」欄を「不詳（検索中）」、「死因の種類」欄を「12.不詳の死」と暫定的に記載し、死体検案書等を交付すること。

（平成30年12月5日付 厚生労働省医政局長・政策統括官連名1205第2号「医師による死因等確定・変更報告の取扱いについて（周知依頼）」より抜粋）

8. 医療事故調査等支援団体

業務

- 1) 医療事故にあたるか否かの判断の支援
- 2) 医療事故調査の支援
 - 調査手法に関する助言、調査報告書の作成に関する助言
 - 解剖、死亡時画像検索（Ai）に関する技術的支援
(施設・設備の提供を含む)
 - 院内調査に必要な専門家の派遣

群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会

群馬県内における医療事故調査等支援団体の連絡調整及び協議を行うために、群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会を置く。

9. 群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会 規約

(名称)

第1条 本協議会は、群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 協議会の目的は、群馬県内における医療事故調査等支援団体の連絡調整及び協議等を行うことである。

(協議事項)

第3条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 支援団体相互の支援内容の調整
- (2) 支援団体間の連絡調整
- (3) 事故発生医療機関への円滑な支援・方法について検討
- (4) 支援団体役員及び職員の研修会・講演会の企画及び実施
- (5) その他協議会の目的達成に必要な事業

(組織)

第4条 協議会は、厚生労働省で定められた県内の医療事故調査等支援団体で構成する。

2 委員は次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 支援団体が推薦する者
- (2) その他、会長が必要と認める者

(会長)

第5条 協議会に会長を置く。

- (1) 会長は、群馬県医師会会長の職にある者をもって充てる。
- (2) 会長は、協議会を代表し、協議会の会務を総理する。

(委員以外の者の出席)

第6条 会長が必要と認めた時は、委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴くことができる。

(任期)

第7条 委員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

(事務局)

第8条 協議会の事務等窓口は群馬県医師会に置く。

第9条 本規程に定めるものの他、協議会の運営に関して必要な事項は会長が別に定める。

附則 この規程は、平成30年3月15日より施行する。

10. 連絡協議会の医療事故調査等支援団体リストと連絡先

支援団体	担当部署	担当者	電話	FAX※
群馬県医師会	庶務課	庶務課長	027-231-5311	027-231-7667
群馬県歯科医師会	事務局		027-252-0391	027-253-6407
群馬県薬剤師会	事務局	事務局長	027-223-7736	027-223-5308
群馬県看護協会			027-269-5202	027-269-8601
群馬県助産師会			0276-37-5198	0276-55-1612
群馬大学医学部附属病院	昭和地区事務部総務課	庶務係長	027-220-7712直	027-220-7720
群馬県立心臓血管センター	総務課	総務課長	027-269-7455	027-269-1492
前橋赤十字病院	医療安全管理課	医療安全係長	027-265-3333	027-225-5250
群馬県済生会前橋病院	医療安全対策室		027-252-6011	027-253-0390
群馬中央病院	医療安全管理室	室長	027-221-8165	027-224-1415
老年病研究所附属病院	医療安全管理室		027-253-3311代 027-253-3480直	027-252-7575
桐生厚生総合病院	医療安全対策室		0277-44-7171	0277-44-7174
群馬県立精神医療センター	医療安全管理室	ゼネラルリスク マネージャー	0270-62-3311	0270-62-0088
伊勢崎市民病院	企画財政課総務係		0270-25-5022	0270-25-5023
美原記念病院	法人本部		0270-24-3355	0270-24-3359
公立藤岡総合病院	安全管理センター		0274-22-3311	0274-24-3161
西毛病院	事務部		0274-62-3156	0274-64-3826
原町赤十字病院	医療社会事業課		0279-68-2711代 0279-68-0550直	0279-68-2529
日本医療法人協会群馬支部	群馬県医師会内	庶務課主任	027-231-5311	027-231-7667
群馬県立がんセンター	事務局	次長	0276-38-0771	0276-38-0614
群馬県立小児医療センター	総務課	総務課長	0279-52-3551	0279-52-2045

※ FAXで連絡した場合は、電話等で確認をお願いします。

11. 医療事故調査委員会外部調査委員の派遣支援について

1) 外部調査委員の推薦（群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会）

群馬県医師会： 医療事故調査担当理事及び専門領域理事

郡市医師会： 医療事故対策委員（必要に応じて）

専門領域の医師：群馬大学等、群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会

2) 医療事故調査制度にかかる院内規定の策定（事前準備）

各診療施設で策定をお願いします。内容については、

「研修ワークブック：院内調査のすすめ方 日本医師会」

www.toyama.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/jikochou-siryou/13susumekata.pdf

にあります、院内調査委員会設置規程の例をご参照ください。

ご不明な点は、群馬県医師会にお問い合わせください。

12. 医療事故調査にかかる費用保険

- (1) 商品名：「日本医師会医療事故調査費用保険」
- (2) 被保険者：日本医師会 A1 会員のうち、診療所及び病院（99 床以下）の開設者及び管理者（法人の場合は管理者に限る）
- (3) 保険金を支払う場合：被保険者が、医療法に規定される医療事故調査を行うために必要な費用を負担することによって被る損害に対して、保険金を支払う。
- (4) 対象となる調査費用：対象とする調査費用は次の費用のうち、医療事故調査に必要かつ不可欠なものとする。
 - ① 死体の解剖、死亡時画像検索（Ai）等の医療事故調査を被保険者以外の者に委託したことにより被保険者が負担した費用。
 - ② 被保険者が設置する院内事故調査委員会に参加する外部委員に対して、被保険者が負担した謝金等の費用。
 - ③ その他、上記に準ずる費用（但し、支援団体への委託費用については 20 万円を限度とする）。
- (5) 支払限度額：1 事故／保険期間中 500 万円

なお、2019年10月1日から、以下の 2 点が改定となります。

1. 支払費目を拡大し、新たに「院内事故調査委員会の立ち上げに要する費用」が対象となる。
2. 対象病床数を、現行の「99 床以下」から「199 床以下」にまで拡大する。

保険対象とはならない A1 会員以外の方、100 床以上（2019 年 10 月 1 日からは 200 床以上）の病床を有する病院の会員の方に関する保険につきましては、日本医師会以外の保険会社で任意にご加入することをおすすめします。

13. 医療事故調査参考資料

- 1) Q&A医療事故調ガイドブック、日本医療法人協会監修、中外医学社
〔医療事故調運用ガイドライン〕最終報告書を含む
事故調査報告の必要事例、不必要事例

- 2) 医療事故調査制度における医師会の役割について、日本医師会医療安全
対策委員会 (dl.med.or.jp/dl-med/teireikaiken/20160713_3.pdf)
医師会の役割一般
事故調査の流れ（委員の選出）
事故報告書の事例

- 3) 研修ワークブック：院内調査のすすめ方 日本医師会
www.toyama.med.or.jp/wp/wp-content/uploads/jikochou-siryou/13susumekata.pdf
事故調査の流れ（委員の選出）
病理解剖、Aiの承諾書の例
院内調査委員会設置規程の例
情報収集、検証、分析の例
事故報告書の事例

14. 別紙

別紙1) 医療事故調査制度説明書

医療事故調査制度 説明書

医療事故調査制度の説明をご遺族に行ってください

1. 制度の概要

平成27年10月1日より診療行為に関する死亡の報告制度、すなわち「医療事故調査制度」が施行されました。

この制度の目的は、医療の安全を確保し医療事故の再発を防止することを目的としたものです。

病院・診療所又は助産所の管理者は、当該医療機関で行った医療に起因し、又は起因すると考えられる死亡であって、かつ、管理者が予期しなかったものは、医療事故調査・支援センターに報告をしなければなりません。

報告する項目は、医療事故の日時・場所・状況、その時点で把握している範囲内の疾患名・臨床経過等です。報告前に、内容についてご遺族への説明・確認を得る必要があります。説明内容は事故調査後変わる場合があることも予めご遺族に説明してください。

2. 医療事故調査制度の実施内容

まず、群馬県医療事故調査等支援団体相談窓口へ連絡を行います。

当該医療機関の管理者が医療事故調査・支援センターへの報告が必要と判断した事例は、報告後に院内委員会を設置し院内事故調査を開始します。また、医療機関は支援団体から助言を受けることができます。

院内事故調査委員会は、医療事故の原因を明らかにするために行うものであり、院内委員及び必要に応じて外部委員で構成されます。

死亡原因を明らかにする為には、解剖及び死亡時画像検索（Ai）、死後の採血・採尿をさせていただくことが調査には必要な事項です。

この法律の趣旨をご理解頂いたうえ、是非調査にご協力頂きますようお願い申し上げます。

別紙2) 病理解剖説明書

病理解剖 説明書

病院等の管理者は医療事故（提供した医療に起因し、または起因すると疑われる予期せぬ死亡または死産）が発生した場合、厚生労働省で定めるところにより速やかにその原因を明らかにするための調査を行わなければならないこととなっています。その為には、ご遺体の解剖を行う必要があります。解剖を行った場合の死因判明率は7割です。死亡時画像検索（Ai）だけでは死亡原因が明らかになるものは1割、否定的診断（脳出血は無かった・腹部大動脈破裂は無かった等）を含めても死因判明率は3割です。ご遺族としては、患者様が亡くなられて大変お嘆きのこととご推察申し上げますが、大切なご家族の死因を知るために、そして今後の医療安全の向上に役立てるために是非調査にご協力を頂けるようお願い申し上げます。

解剖結果が出るまでは3～6ヶ月の時間を要する事をご了承ください。

なお解剖を行う場合、ドレナージチューブ・点滴チューブ・気管内挿管チューブ等死亡時の状態のままとさせていただきます。

解剖が終わり次第、礼を持ってご遺体の処置をさせていただきます。ご遺体をご自宅に帰るまで数日の期間を頂きますことをご了承ください。

別紙3) 病理解剖に関するご遺族の承諾書

病理解剖に関するご遺族の承諾書

1. 亡くなられた方のお名前：.....様

ご住所：.....

2. 死亡年月日 年 月 日

3. 死亡の場所.....

上記の遺体が死体解剖保存法(昭和24年法律204号)の規定に基づいて病理解剖されることを承諾いたします。

病理解剖は亡くなられた方の死因を確認し、病気の成り立ちを解明するために行います。このため、病理解剖では主要臓器から上記の目的に必要な肉眼標本と顕微鏡検査標本を製作して診断します。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 肉眼標本は一定期間保存され、礼意を失することなく、荼毘に付されます。顕微鏡標本やパラフィン・ブロック(ロウにつめられた標本)は半永久的に保存されます。
- 病理解剖診断の結果は匿名化に留意して、日本病理剖検輯報に登録されます。
- 保存された標本を医学教育や医学研究に使用させていただくことがあります。学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報とは公開されません。また、医学研究に用いる際には、別途倫理委員会の審査を受けます。

特記事項：(脳解剖の是非、ご遺族の希望等を記載)

病理解剖に関して上記の説明を受け、承諾しました。

死亡医療機関管理者 様

年 月 日

氏名：.....印(※注)

死亡者との続柄：.....

住 所：.....

説明者

所属：.....担当医名：.....印

※注 自筆署名の場合は捺印不要です。

別紙4) 死亡時画像検索 (Ai) 及び採血・採尿に対する説明書

死亡時画像検索 (オートプシーイメージング: Ai) 及び 採血・採尿に対する説明書

病院等の管理者は、医療事故（提供した医療に起因し、または起因すると疑われる予期せぬ死亡または死産）が発生した場合に厚生労働省で定めるところによりその原因を明らかにするための調査を行わなければならないこととなっています。

原因調査の為には、ご遺体の解剖を行う他にCTやMRIという画像診断方法を行ってください。身体を傷つけることなく、現在見逃されているかもしれない合併症や死因を明確に出来る可能性があります。Aiだけで死亡原因が明らかになる場合は1割、否定的診断（脳出血は無かった・腹部大動脈破裂は無かった等）を含めると死因判明率は3割まで上がります。

これに加え死後の採血・採尿を行い、検体検査をすれば更に1割死因判明率が上がるものと思われれます。

ご遺族としては、患者様が亡くなられて大変お嘆きのこととご推察申し上げますが、大切なご家族の死因を知るために、そして今後の医療安全の向上に役立てるために是非調査にご協力を頂けるようお願い申し上げます。

自院でAiが出来ない施設におきましては、群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会より紹介された施設でAiの撮影と読影を行わせていただきます。なおAiを行う場合、ドレナージチューブ・点滴チューブ・気管内挿管チューブ等死亡時の状態のままとさせていただきます。

Aiが終わり次第、礼を持ってご遺体の処置をさせていただきます。ご遺体をご自宅に帰るまで数時間～1日の期間を頂きますことをご了承ください。

別紙5) 死亡時画像検索 (Ai) に関するご遺族の承諾書

死亡時画像検索 (オートプシーイメージング: Ai) に関するご遺族の承諾書

1. 亡くなられた方のお名前:様

ご住所:

2. 死亡年月日 年 月 日

3. 死亡医療機関.....

死因を解明するため画像検索を実施することを承諾いたします。

説明を受けられた項目にレ点をつけてください。

- 画像検索の結果は匿名化に留意して、撮影施設のサーバーにデータが保存されます。
- 保存された情報を医学教育や医学研究に使用させていただくことがあります。
- 学会や紙上発表の際には匿名化して、個人情報とは公開されません。また、医学研究に用いる際には、別途倫理委員会の審査を受けます。

**死亡時に実施する画像検索に関して上記の説明を受け、
検査を受けることを了承いたしました。**

死亡医療管理者様

年 月 日

氏 名:印

(※注)

死亡者との続柄:

住 所:

説明者

所属:担当医名:印

※注 自筆署名の場合は捺印不要です。

別紙6) 死後採血・採尿に関するご遺族の承諾書

死後採血・採尿に関するご遺族の承諾書

1. 亡くなられた方のお名前：.....様

ご住所：.....

2. 死亡年月日 年 月 日

3. 死亡医療機関.....

死後採血・採尿に関して説明を受け、
検査を受けることを了承いたしました。

年 月 日

氏 名：.....印
(※注)

死亡者との続柄：.....

住 所：.....

説明者

所属：.....担当医名：.....印

※注 自筆署名の場合は捺印不要です。

別紙7) 医療事故調査制度 相談票

医療事故調査制度 相談票

群馬県医師会・群馬県医療事故調査等支援団体相談窓口宛て

FAX 027-231-7667

医療機関名：

医療機関所在地：〒

管理者氏名：

連絡先： 担当部署：

役職：

氏名：

TEL

FAX

年 月 日

患者情報					
患者年齢				性別	男 ・ 女
在胎週数		週		日	
死亡日時	年	月	日	午前 ・ 午後	時 分
医療事故発生日時	年	月	日	午前 ・ 午後	時 分頃
診療科		疾患名			
臨床経過をできるだけ 詳しくお書きください 臨床診断と治療経過・ 既往症 事故発生前後の状況、 死亡までの経過 (時系列で) 推定死亡原因 死亡の予期に関する 説明・記録等の状況					

別紙7

臨床経過をできるだけ詳しくお書きください	
臨床診断と治療経過・既往症	
事故発生前後の状況、死亡までの経過 (時系列で)	
推定死亡原因	
死亡の予期に関する説明・記録等の状況	
患者家族への説明	遺族に対して死亡の予期について説明を行い、またその内容をカルテに記載してありますか。 記載有り ・ 記載無し
解剖の承諾	有り ・ 無し 主治医（主治医に準ずる医師）の立ち合いをお願いいたします。
死亡時画像検索（Ai）の承諾	有り ・ 無し
採血・採尿の承諾	有り ・ 無し

- ※1 死亡診断書は推定される死亡原因を記載してください。
事故調査で死因が明らかになった場合につきましては、改めて変更手続きを行って頂きます。
- ※2 臨床経過の紙面が不足の場合は、紙面を増やしてください。

別紙8) 医療事故調査制度 支援依頼書

医療事故調査制度 支援依頼書

年 月 日

群馬県医師会長 殿

当院は、改正医療法における医療事故調査制度（平成27年10月1日施行）に基づく
年 月 日に発生した患者死亡（概要は医療事故調査制度相談票による）
に対する院内医療事故調査につきまして、支援団体である群馬県医師会に以下の支援を依頼いたします。

なお、院内医療事故調査にかかる費用（保存・搬送、Ai、解剖、院外専門委員の謝金・交通費、支援団体の支援費用20万円、その他費用）は全て当院で負担し、それぞれ直接、本事案に関する関係機関、院外専門委員にお支払いいたします（関係機関には請求日から起算して30日以内に指定口座に振込みで支払うこととし、院外専門委員には源泉徴収のうえ支払います）。

（依頼する事項を□にチェックまたはご記入ください）

初動部分

- ご遺体の保存・搬送（搬送は、ご遺体を当院へ戻すところまで）
- Ai撮影施設の斡旋
- Ai読影施設の斡旋
- 解剖施設の斡旋（解剖報告書の作成を含む）

院内事故調査委員会部分

- 院外専門委員（調査委員長となりうる医師）の派遣（1人）
- 院外専門委員（医師）の派遣（事案により1人～2人）
- 院外専門委員（看護師）の派遣（1人）（遺族への聞き取りなどを担当する看護師）
- その他の院外専門委員の派遣（1人）（歯科医師会・薬剤師会・看護協会・助産師会）

その他の支援（ご記入ください）

()

当院は、本支援依頼書の内容について承諾し、上記チェック部分について、群馬県医師会に支援を依頼いたします。

医療機関名

管理者氏名

印

（自署・押印願います）

別紙9) 死因が確定しない場合の死体検案書等 報告方法

1 送付書類

- 送付状（別紙10の様式を用いること）
- 死因等確定・変更報告※

※死体検案書等の様式を用い、以下の①及び②のみを記入すること。

- ① 「氏名」、「性別」、「生年月日」、「診断（検案）年月日」、「本診断書（検案書）発行年月日」（死因等確定・変更報告を行う年月日を記載すること。）、及び「医師の氏名」（署名又は記名押印）
- ② 「死亡の原因」、「死因の種類」、「外因死の追加事項」のうち確定又は変更した内容

- 死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し※※
- ※※人口動態調査の死亡者情報の突合に用いるため、必ず同封すること。

2 郵送方法

特定記録で、以下に郵送する方法による。

（郵送先）

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1丁目2-2 中央合同庁舎第5号館
厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室死亡統計第2係宛
※「死因等確定・変更報告に係る書類在中」と朱書きすること。

3 問合せ先

- 1) 死体検案書等の記入方法及び医師間の情報提供等に関すること

厚生労働省医政局医事課企画法令係

TEL03-5253-1111（内線2569）

- 2) 死因等確定・変更報告の郵送及び人口動態調査に関すること

厚生労働省政策統括官付参事官付人口動態・保健社会統計室企画指導係

TEL:03-5253-1111（内線7466）

別紙10) 死因が確定しない場合の死体検案書等 送付状様式

(西暦) 年 月 日

厚生労働省政策統括官付参事官付

人口動態・保健社会統計室死亡統計第2係 御中

機関及び所属 _____

住所 _____

電話番号 _____

氏名 _____

死体検案書等の送付処理を行った事務担当者の情報をご記入ください。送付処理を医師本人が行った場合には、当該医師の情報をご記入ください。

送付状

今般、_____件の死体検案書等に記載された死因等を確定又は変更しましたので、全件につき下記書類を同封の上、報告します。

記

死因等確定・変更報告

死体検案等の直後に交付した死因等の確定又は変更前の死体検案書等の写し

(郵送する前に、同封書類を確認の上、内にチェックしてください。)

報告が必要な事例が発生した際、または、報告が必要かどうかの判断に困った場合は、下記の医療事故調査等支援団体（群馬県医師会）相談窓口へご連絡ください。

記

電話番号：**027-231-5311**

（群馬県医師会 事務局対応）

医師会の就業時間内

（月～金 8：45～17：30 休日は除く）

※その他の時間は、担当役員(4名)が

下記の電話番号で直接対応します。

担当役員専用携帯電話番号

①→④順番におかけください。

① 090-2313-1401

② 090-2232-1402

③ 090-2244-1403

④ 090-2201-1404

群馬県医療事故調査等支援団体連絡協議会

群馬県医師会